

調査の背景

〔 勧告日:令和4年9月9日

勧告先:内閣府

参考資料 2

- ◇ 平成26年の御嶽山噴火の教訓等を踏まえ、登山者や観光客も含めた警戒避難体制を整備(※)するため、平成27年に活動火山対策特別措置法が改正



ホテル、ビジターセンター等の登山者等が集まる拠点の施設に対し、利用者の安全確保のための計画作り、訓練実施が義務付け

※ 現在、49火山の23都道府県及び179市町村(延べ202市町村)が火山災害警戒地域に指定

- ◇ 今回、全国の状況を把握しつつ、大雪山(北海道)、磐梯山(福島県)、白山(石川県・岐阜県)、霧島山(宮崎県・鹿児島県)の4火山を実地に調査



霧島山
(新燃岳)

(注)「霧島山の統一的な避難計画」(令和4年2月霧島山火山防災協議会)による

調査結果のポイント

- 近年火山活動が活発な火山では、施設の避難確保計画の作成率は高い(全体で89.5%)が、その他の火山の作成率は低調(同46.9%)
- 調査対象火山では、現場自治体のノウハウ不足などにより、施設への支援が十分に実施できておらず、計画の作成等が進んでいない例あり

常時観測火山全体の
危機意識の徹底

主な勧告事項

- 改正活火山法の趣旨・目的、避難確保計画の必要性・重要性等の周知徹底
- 現場の計画作成に係る課題等の把握・分析、計画作成を進捗

I 避難促進施設の指定及び避難確保計画の作成

制度等の概要

- ◇ 火山災害警戒地域に指定された市町村は、警戒地域内にある集客施設等（ホテル、ビジターセンター等）で、火山現象の発生時における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものを「避難促進施設」として指定することが義務付け
- ◇ 避難促進施設においては、避難訓練その他火山現象の発生時における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する「避難確保計画」を作成することが義務付け



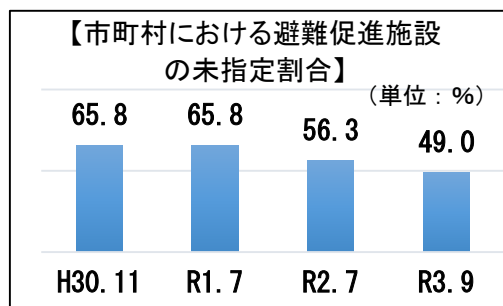
えびのエコミュージアムセンター
(霧島山・避難促進施設)

主な調査結果

全国の状況

- 避難促進施設の指定状況は、延べ202市町村のうち、99市町村(49.0%)が未指定 ※右図
- 避難促進施設指定済みの52市町村のうち、域内の全施設で避難確保計画を作成済みのものは27市町村(51.9%)にとどまる。
- 近年噴火活動が活発化している火山(直近20年間に噴火した10火山)では、作成率89.5%となっており、取組が進捗している状況。一方、それ以外の30火山では作成率46.9%にとどまる。

結果報告書P13～25



調査対象火山の取組状況

- 磐梯山では、関係3市町村とも、施設に対する避難確保計画の作成支援は十分に行われておらず、いずれの施設においても計画は未作成。一方、施設側においては、自らによる噴火時における具体的な避難行動の検討や避難確保計画の作成はノウハウ等が無いため困難としており、行政による支援等を要望している状況
- 白山では、いずれの施設においても避難確保計画は作成されているが、
 - i) 関係施設と連携した避難誘導等を前提とした計画がある一方で、相手施設側の計画では関係施設との連携について記載がないなど、有事の際に機能しないおそれ
 - ii) 市町村が主体的に計画を作成したが、施設への共有等が行われておらず、施設側が避難促進施設に指定されていること自体を認識していない状況

勧告事項

- 内閣府は、改正活火山法に定められた避難促進施設の指定や避難確保計画の作成に関する取組が十分に進捗していない状況等を踏まえ、市町村等に対し、以下の措置を講ずる必要がある。
 - ① 改正活火山法の趣旨・目的、避難促進施設の指定や避難確保計画の作成に係る必要性・重要性等に関する周知徹底を図ること。
 - ② 市町村等における避難確保計画の作成支援に係る課題等を適切に把握・分析し、その結果を踏まえ、専門的な知識やノウハウの提供、計画作成後のフォローアップなどにより、避難確保計画の作成を進捗させること。

Ⅱ 避難訓練の実施

制度等の概要

- ◇ 災害対策基本法において、市町村等は、法令又は防災計画に基づき、それぞれ又は他の行政機関等と共同して、防災訓練の実施が義務付け
- ◇ 活火山法においても、市町村地域防災計画に「避難訓練の実施に関する事項」を定めることが義務付け

主な調査結果

調査対象火山における避難訓練の実施状況

結果報告書P26～40

- 令和2年10月に、火山防災協議会の事務局である北海道及び東川町が中心となって、図上訓練形式による避難訓練を初めて実施【大雪山】
- 令和3年9月に、火山防災協議会の構成機関(16機関)による情報伝達訓練を初めて実施。また、火口周辺の3市町村(北塩原村、磐梯町、猪苗代町)で構成する火山防災連絡会においても、毎年、サイレン吹鳴訓練及び情報受伝達訓練を実施【磐梯山】
- 火山防災協議会の構成機関(54機関)による情報伝達訓練等を毎年実施。石川県側及び岐阜県側のそれぞれにおいて、関係地方公共団体間で連携した各種の避難訓練を実施。白山市では、地域住民も対象とした避難訓練を実施【白山】
- 宮崎県えびの市では、集客施設で組織する自主防災組織、地方气象台、警察署等と連携して、えびの高原(硫黄山)の噴火を想定した避難訓練を年2回実施【霧島山】

避難訓練実施に係る課題・意見要望

- 単独の市町村による訓練は、専門的な知識やノウハウがないため、実施が困難
- 住民や登山者等を含めた避難訓練に係る災害想定や計画を策定するのが難しいため、実際に活用された訓練シナリオ等を提供してほしい。

内閣府による支援状況

- 内閣府では、地方公共団体等からの要請に基づいて、火山防災対応の経験がある実務者等を火山防災エキスパートとして派遣しているが、活火山法改正以降、避難訓練の企画や実施に関する支援実績としては4火山(5例)にとどまっている。



情報伝達訓練の様子(磐梯山)



安否確認訓練の様子(白山)

勧告事項

- 内閣府は、各市町村における「避難計画」の実効性を確保するため、避難訓練の実施に係る課題等を適切に把握・分析し、その結果を踏まえ、訓練の実施が困難となっている市町村等に対して、専門的な知識やノウハウの提供、広域的な訓練の実施に係る支援など具体的な支援を実施する必要がある。